

令和7年3月28日開催

第 8 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第7回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月28日(金) 午前9時55分

2. 開催場所 地域交流センターピュアプラザ 多目的室2

3. 出席委員	1番	中村 トク	出
	2番	山野 美幸	出
	3番	西村 和夫	出
	4番	佐竹 学	出
	5番	前田 宗将	欠
	6番	三木田 照明	出
	7番	佐々木 知彦	出
	8番	安田 悦郎	出
	9番	土居 正広	出
	10番	金森 靖一	欠

4. 出席事務局職員

事務局 長	森 宗 厚 志
事務局 長 補 佐	神 谷 貴 史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 現況証明下附願いに対する発給の専決処分について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第5号 令和6年度農業委員会活動計画の点検・評価結果及び令和7年度の目標及びその達成にむけた活動計画の策定について

議案第6号 農業委員会事務局職員の任免について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p> <p>会長代理</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それではこれより、令和7年3月28日招集、第8回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますが、会長は本日欠席のため代わって土居会長代理、よろしく願いいたします。</p> <p>挨拶</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p> <p>それでは、議事録署名委員は、4番佐竹委員、6番三木田委員をお願いいたします。以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>報告第1号、現況証明下附願いに対する発給の専決処分についてを議題とします。報告第1号1番について、事務局説明して下さい。</p> <p>それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。現況証明下附願いに対する発給の専決処分については1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第1号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>なければ、報告第1号1番は事務局の報告のとおり、承認することとしてよろしいですか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、報告第1号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>8番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。議案第1号1番について、事務局説明して下さい。</p> <p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については、2件となります。議案第1号1番について議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第1号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番については、法人が構成員の所有農地を買い受け営農するべく申請があったものです。なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項各号の不許可項目に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。 以上ご審議をお願いします。</p> <p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>採決いたします。議案第1号1番について、これを許可することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可することと決定いたします。続いて、順位2番について議案の説明をお願いします。</p> <p>【議案第1号2番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位2番については、経営規模拡大のため隣接する農地を買い受け営農するべく申請があったものです。以上ご審議をお願いします。</p>

議長 6番	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
議長	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号2番について、これを許可することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可することと決定いたします。
議長	議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 議案第2号1番について、事務局説明して下さい。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧下さい。農地法第5条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。 【議案第2号1番を議案書をもとに説明】 順位1番は、良好な農地にすることを目的とした砂利採取に伴う一時転用でございます。 なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用不可の項目に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。 昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、やむを得ない転用である旨のご意見をいただいております。以上ご審議をお願いします。
議長 6番	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
議長	ありません。
議長	ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。
議長	次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。 ページ毎に審議しますので、まずは事務局より議案第3号1番から4番について議案の説明をお願いします。
事務局	【議案第3号1番から4番を議案書をもとに説明】 まず、順位1番から4番は、所有権移転の案件となります。 いずれも経営規模拡大のための農地の取得でありまして、強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長 各担当委員	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
議長	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番から4番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番から4番の集積計画について、これを決定とします。 続いて、順位5番から8番については、事務局説明して下さい。
事務局	【議案第3号5番から8番を議案書をもとに説明】

順位5番から8番は、引き続き所有権移転の案件となります。
いずれも経営規模拡大のための農地の取得であります。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
各担当委員 ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号5番から8番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号5番から8番の集積計画について、これを決定とします。
続いて、順位9番から11番については、事務局説明してください。

事務局 【議案第3号9番から11番を議案書をもとに説明】

順位9番から11番は、引き続き所有権移転の案件となります。
いずれも経営規模拡大のための農地の取得であります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
各担当委員 ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号9番から11番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号9番から11番の集積計画について、これを決定とします。
続いて、順位12番及び13番については、事務局説明してください。

事務局 【議案第3号12番及び13番を議案書をもとに説明】

順位12番及び13番は、引き続き所有権移転の案件となります。
いずれも経営規模拡大のための農地の取得であります。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
各担当委員 ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号12番及び13番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号12番及び13番の集積計画について、これを決定とします。
続いて、順位14番から19番については、事務局説明してください。

事務局 【議案第3号14番から18番を議案書をもとに説明】

順位14番から18番につきましては、いずれも経営規模拡大のための農地の取得であります。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
各担当委員 ありません。

議長 これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号14番から18番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号14番から18番の集積計画について、これを決定とします。続いて、順位19番から22番については、事務局説明してください。

事務局 【議案第3号19番から22番を議案書をもとに説明】

順位19番から22番につきましては、いずれも経営規模拡大のための農地の取得であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

各担当委員 ありません。

議長 これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号19番から22番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号19番から22番の集積計画について、これを決定とします。続いて、順位23番及び24番については、事務局説明してください。

事務局 【議案第3号23番及び24番を議案書をもとに説明】

続いて、利用権の設定となります。
順位23番は親の所有農地の借り受け、順位24番は構成員の所有農地の借り受けであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

各担当委員 ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号23番及び24番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号23番及び24番の集積計画について、これを決定とします。続いて、順位25番から27番については、事務局説明してください。

事務局 【議案第3号25番から27番を議案書をもとに説明】

順位25番から順位27番については、いずれも規模拡大のための農地の借り受けであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

各担当委員 ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号25番から27番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号25番から27番の集積計画について、これを決定とします。ここで事務局より追加案件の申し出がありましたので、順位28番及び順位29番として許可することとします。
事務局説明してください。

事務局 【議案第3号28番及び29番を(追加)議案書をもとに説明】

追加議案の順位28番及び29番は利用権の設定となります。
いずれも規模拡大のための農地の借り受けであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

各担当委員	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号28番及び29番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号28番及び29番の集積計画について、これを決定とします。
議長	次に議案第4号、現況証明下附願いに対する発給についてを議題といたします。議案第4号1番について事務局説明してください。
事務局	【議案第4号1番を議案書をもとに説明】 順位1については、農用地域内にある農地で、ここを地目整理するため現況証明願いが出されました。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたが、当該農地は高齢化のため、今後営農作付けされる見込みがないことから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
7番	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号1番については現況証明を発給することと決定いたします。 続いて、順位2番について事務局説明してください。
事務局	【議案第4号2番を議案書をもとに説明】 順位2番については、周囲が宅地に連坦された都市計画区域内にある農地で、ここを地目整理し、処分するため現況証明願いが出されました。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたが、周辺に住宅が建っているところがあり、今後営農作付けされる見込みがないことから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
1番・3番	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号2番については現況証明を発給することと決定いたします。 続いて、順位3番について事務局説明してください。
事務局	【議案第4号3番を議案書をもとに説明】 順位3番についても、周囲が宅地に連坦された都市計画区域内にある農地で、ここを地目整理し、処分するため現況証明願いが出されました。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたが、周辺に住宅が建っているところがあり、今後営農作付けされる見込みがないことから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

1番・3番	ありません。
議長	ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号3番については現況証明を発給することと決定いたします。続いて順位4番を事務局説明してください。
事務局	【議案第4号4番を議案書をもとに説明】 順位4番についても、周囲が宅地に連坦された都市計画区域内にある農地で、ここを地目整理し、処分するため現況証明願いが出されました。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたとき、周辺は宅地化が進んでおり、肥培管理も困難なことから今後営農作付けされる見込みがないと見込まれ、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
1番・3番	ありません。
議長	ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号4番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号4番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に議案第5号、令和6年度農業委員会活動計画の点検・評価結果及び令和7年度の目標及びその達成にむけた活動計画の策定についてを議題といたします。 事務局説明してください。
事務局	【議案第5号を議案書をもとに説明】 別添の資料をご覧ください。内容につきましては、毎年この時期に活動計画の当該年度の結果、及び次年度の目標を整理するものであります。 これらについては、公表することとなっておりますので、総会で承認後に町ホームページにて掲載することとします。 詳しい内容等につきましては、記載のとおりですので割愛させていただきますが、例年と大きく変わっているところはございません。 以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
3番	目標の設定として集積率を上げることは離農も増えるということではないのか。
事務局	数値的なものだけをみるとそう捉えられるが、施設園芸や軽種馬などでも新規就農者もいることから新たな生産者への集積も図られているものとする。
3番	これら計画については、計画を委員会に諮ることのでもなく、これらを活かして今後の農地の流動化や新規就農対策について事務局は対応していただきたい。 但し、現状事務局の人員では無理があるとする。委員会として職員増員の議決文書など意思表示することも必要ではないのか。
議長	会長伝えておきます。
議長	それでは採決いたします。議案第5号を承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号の計画等について、これを承認することとします。

<p>議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>最後に議案第6号農業委員会事務局職員の任命について事務局説明してください。</p> <p>【議案第6号を議案書をもとに説明】</p> <p>議案第6号は、4月1日付け内示に伴う農業委員会事務局職員の任免でございます。内容は記載のとおりであります。 質問等は受けませんが、人事案件ですのでこの内容にてご承認くださいますようお願いいたします。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>人事案件でもありますので、これを承認することとします。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)</p> <p>(終了時刻 午前11時10分)</p>
	<p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>令和7年3月28日(議事録調製日 令和7年3月31日)</p> <p style="text-align: center;">新ひだか町農業委員会会長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">議 事 録 署 名 委 員 ㊟</p> <p style="text-align: center;">議 事 録 署 名 委 員 ㊟</p>